

【記載例3】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成27年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成27年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- 1 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

種類		青色	分離	国出	損失	修正	復興	特典	番号	送付不要											
収入金額等	事業等	7																			
	農業	1																			
	不動産	2	2	4	0	0	0	0	0	0											
	利子	3																			
	配当	4																			
	給与	5	8	0	0	0	0	0	0	0											
	雑	6																			
	公的年金等	7																			
	その他	8																			
	総合譲渡	9																			
短期	10																				
長期	11																				
一時	12																				
合計	13	2	4	0	0	0	0	0	0	0											
所得金額	事業等	14																			
	農業	15																			
	不動産	16	1	6	2	6	5	0	0	0											
	利子	17																			
	配当	18																			
	給与	19	6	0	0	0	0	0	0	0											
	雑	20																			
	総合譲渡・一時	21																			
	合計	22	1	6	8	1	5	0	0	0											
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	23																		
医療費控除		24																			
社会保険料控除		25		7	0	0	0	0	0	0											
小規模企業共済等掛金控除		26																			
生命保険料控除		27		1	0	0	0	0	0	0											
地震保険料控除		28		5	0	0	0	0	0	0											
寄附金控除		29																			
寡婦・寡夫控除		30																			
勤労学生・障害者控除		31																			
配偶者(特別)控除		32		3	8	0	0	0	0	0											
扶養控除	33		1	2	6	0	0	0	0												
基礎控除	34		3	8	0	0	0	0	0												
合計	35		2	8	7	0	0	0	0												
税金	課税される所得金額	36								3	9	4	5	0	0	0					
	上の③に対する税額又は第三表の⑥	37														3	6	1	5	0	0
	配当控除	38																			
	区分	39																			
	(特定増改築等)区分	40																			
	住宅借入金等特別控除	41																			
	政党等寄附金等特別控除	42																			
	住宅耐震改修特別控除	43																			
	住宅特定改修・特定住宅新築等特別税額控除	44																			
	差引所得税額	45																			
(①-③-④-⑤-⑥)	46																				
災害減免額	47																				
再差引所得税額(基準所得税額)	48																				
(④-⑤)	49																				
復興特別所得税額(④×2.1%)	50																				
④×2.1%	51																				
所得税及び復興特別所得税の額(④+⑤)	52																				
(④+⑤)	53																				
外国税額控除	54																				
区分	55																				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	56																				
所得税及び復興特別所得税の申告税額	57																				
(⑤-⑥)	58																				
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	59																				
納める税金	60																				
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	61																				
⑤-⑥	62																				
還付される税金	63																				
(⑥-⑦)	64																				
配偶者の合計所得金額	65																				
専従者給与(控除)額の合計額	66																				
青色申告特別控除額	67																				
基本所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	68																				
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	69																				
本年分で差し引く繰越損失額	70																				
平均課税対象金額	71																				
変動・臨時所得金額	72																				
区分	73																				
延届納の出	74																				
申告期限までに納付する金額	75																				
延届届出額	76																				

一十七年分以降用

※ 復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく。

銀行	組合	農協	漁協	本店	支店			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
郵便局	預金	普通	当座	納税準備	貯蓄			
名等	種類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
口座番号	記号番号	1	2	3	4	5	6	7

税理士印
署名押印
電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から「措置41の5の2による繰越損失額」(△15,450,000円)を差し引いた残額(6,815,000円)を記載する。